

日 銀 業 第 5 3 8 号
2 0 2 1 年 1 0 月 1 4 日

参 加 者 取 扱 機 関
取 り ま と め 参 加 者
単 独 間 接 参 加 者 取 扱 機 関 御 中
非 取 引 取 扱 機 関 の 手 数 料 の
入 金 先 と な る 当 座 勘 定 取 引 先

日 本 銀 行

「国債募集発行事務等取扱手数料支払通知書」および「国債募集発行事務等取扱手数料振込通知書」の電子メールによる送付について

「個人向け国債の事務取扱い等に関する規則」に定める募集発行事務取扱手数料および中途換金事務取扱手数料（以下「手数料」といいます。）の支払に関し、日本銀行が次表の左欄に掲げる送付先に書面により送付する同表の右欄に掲げる書類について、新型コロナウイルス感染症を巡る状況等を踏まえ、在宅勤務の対応等から貴方における業務上の必要がある場合には、書面による送付に加え、電子メールによる送付を行うこととしましたので、ご連絡します。

送付先	送付書類
参加者取扱機関、取りまとめ参加者および単独間接参加者取扱機関または参加者募集取扱機関、募集取りまとめ参加者および単独間接参加者募集取扱機関（以下「参加者（募集）取扱機関等」といいます。）	国債募集発行事務等取扱手数料支払通知書
非取引取扱機関（日本銀行と当座勘定取引のない参加者（募集）取扱機関等をいいます。）の手数料の入金先となる当座勘定取引先	国債募集発行事務等取扱手数料振込通知書

上表の送付書類にかかる電子メールによる送付については、貴方の事情を踏まえ、日本銀行において対応可能な範囲で協力してまいりますので、送付元である日本銀行本支店にご相談ください。

—— これまでお知らせしてきましたとおり、日本銀行では、金融機関の皆様との書面授受を2022年度中にオンライン化することを目指し、準備を進めており、本件はオンライン化までの間の対応として行うものです。

<本件に関する照会先>

日本銀行業務局総務課営業・国債業務企画グループ 03-3279-1111（代表）

上山（内線：6073）、藤井（内線：6113）

以 上